

29 日 獣 発 第 274 号

平成 29 年 12 月 22 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた 口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

このことについて、平成 29 年 12 月 13 日付け 29 消安第 4738 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、年末・年始、春節、韓国の平昌オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり渡航者が増加することに伴う、我が国への口蹄疫等の病原体侵入リスク増大に対する発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策への協力を依頼する旨、通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第4738号

平成29年12月13日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



写

29消安第4738号

平成29年12月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

口蹄疫等に関する防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）等により実施するほか、「平成28年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成28年12月26日付け28消安第4213号農林水産省消費・安全局長通知。以下「平成28年度強化通知」という。）等により、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3第1項の飼養衛生管理基準をいう。）の遵守状況の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県における事例以降確認されておりませんが、中国や韓国においては本年も口蹄疫の発生が確認されています。また、ロシアでは、モンゴル国境付近のイルクーツク州においてもアフリカ豚コレラの発生が確認されています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10月までに約2,379万人に達しております。今後、年末・年始及び春節（中国では平成30年2月16日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月からは韓国の平昌（ピョンチャン）においてオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、我が国からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

ついては、口蹄疫等に関する情報の共有を通じ、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導

別紙1に基づき、牛、豚等の飼養農場に対し、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査により、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと。

2. 畜産関係者の海外渡航の自粛及び渡航する場合の留意事項について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に口蹄疫等が発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

イ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

ウ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

ア 帰国後一週間は、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

イ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗淨、消毒その他必要な措置を講ずること。

3. 衛生管理区域及び畜舎への立入制限及び立入りの際の消毒について

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入らないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、手指、靴等の消毒を実施するよう指導すること。

4. 早期発見・早期通報について

家畜の所有者、獣医師等に対して、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に連絡するよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、日頃から飼養家畜の健康観察を行うよう指導すること。

5. 緊急連絡体制の確保及び周知について

休日、年末・年始においても、3の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制を確保するとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、獣医師等に周知すること。併せて、連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図れるよう、関係機関・団体との間の緊急連絡体制を確認すること。